

12月にお子さまがお生まれになった方や市外から転入されるかたへお知らせです。

令和4年12月29日～令和5年1月3日までは市役所が閉庁となります。児童手当の申請が遅れないようお願いします。

児童手当は、原則申請した月の翌月分からの受給となりますが、誕生日・転入日（前住所地での転出届に記載した転出予定日）が月末に近い場合は、**誕生日・転入日（前住所地での転出届に記載した転出予定日）の翌日から数えて15日以内**に申請があれば、申請した月が出生月の翌月であっても、出生した月の翌月分から受給できます。

申請が遅れますと遅れた月分の手当は受給できなくなりますので、ご注意ください。

令和5年1月分から児童手当を受給するための申請期限は、次の表のとおりです。

誕生日・転出予定日 (前住所地での転出届に記載した転出予定日)	申請期限
令和4年12月14日～12月20日	令和5年1月4日（水）まで
令和4年12月21日	令和5年1月5日（木）まで
令和4年12月22日	令和5年1月6日（金）まで
令和4年12月23日～12月26日	令和5年1月10日（火）まで
令和4年12月27日	令和5年1月11日（水）まで
令和4年12月28日	令和5年1月12日（木）まで
令和4年12月29日	令和5年1月13日（金）まで
令和4年12月30日～12月31日	令和5年1月16日（月）まで

◎2人目以降の児童が生まれた場合も、上記期日までに請求手続きが必要です。

◎公務員の方は、所属庁（勤務先）へ請求手続きをしてください。

※独立行政法人・国立大学法人・県立大学法人にお勤めの方や組合専従の方、官公庁の会計年度任用職員の内フルタイム勤務でない方、及び民間派遣されている方は、市へ請求してください。請求先が不明の場合は、お勤めの職場へご確認ください。